様式 2

農地法第３条の規定による許可申請書（別添）

Ⅰ　一般申請記載事項

＜農地法第３条第２項第１号関係＞

１－１　権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）
所有地	自作地					
	貸付地					

		所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
			登記	現況		
所有地	非耕作地					

		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）
所有地以外の土地	借入地					
	貸付地					

		所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
			登記	現況		
所有地以外の土地	非耕作地					

（記載要領）

１　「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第３条第２項第６号の括弧書き（疾病または負傷による療養等のため、一時的に貸し付けようとする場合等）に該当する土地です。

２　「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「～のため○年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

１－２　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

（１）申請地取得後の営農計画

所在地	地目	面積	作付予定作物	10ａ当りの収穫見込	収入見込

（２）大農機具又は家畜

種類／数量					
確保しているもの　所有					
確保しているもの　リース					
導入予定のもの　所有					
導入予定のもの　リース					
（資金繰りについて）					

（記載要領）

１　「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。

２　導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。

（３）農作業に従事する者

①　権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況	農作業歴（　　年）
	農業技術修学歴（　　年）
	その他（　　）
②　世帯員等その他常時雇用している労働力（人）	現在：　　人（農作業経験の状況：　　）
	増員予定：　　人（農作業経験の状況：　　）
③　臨時雇用労働力（年間延人数）	現在：　　人（農作業経験の状況：　　）
	増員予定：　　人（農作業経験の状況：　　）
④　①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの距離及び時間	住所地、拠点となる場所等から ＿＿＿＿ｋｍ、＿＿＿＿分、通作方法＿＿＿＿＿＿

＜農地法第３条第２項第２号関係＞

２　該当するものに印を付してください。

□　農業生産法人

□　その他

＜農地法第３条第２項第３号関係＞

３　該当するものに印を付してください。

□　信託の引受けによる権利の取得

□　その他

＜農地法第３条第２項第４号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

４　権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の２親等内の親族をいいます。）

	氏名	年齢	職業	権利取得者との関係	農作業従事日数	備考
世帯員等						

その者の農作業への従事状況（該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示してください。）

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることをいいます。）

＜農地法第３条第２項第５号関係＞

５－１　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

	権利を有する農地の面積 （現在の耕作地の面積）　（㎡）	権利を取得しようとする農地の面積 （申請地の面積）　（㎡）	合計（㎡）
農地			
採草放牧地			

５－２　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）
下限面積に満たない場合は、該当するものに印を付してください。

□　権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。

□　権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果、下限面積を下ることとならない。

（「下限面積」とは、50ａです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。）

□　本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

＜農地法第３条第２項第６号関係＞

６　農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

□　賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□　賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□　農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

□　その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝　　、裏作の作付内容＝　　）

□　農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

＜農地法第３条第２項第７号関係＞

７　周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）